

# 和歌山県有田郡広川町議会

## 2 住民に開かれた議会

町の人口が、10年前と比べて700人近く減少し、現在の人口が7,500人を割り込み、県内でも屈指の小規模自治体である。

人口減少が止まらない自治体であるにも関わらず、平成の大合併で単独町政を選択した議会には、執行部と共に住民福祉を維持、継続しなければならない責任と義務がある。

そうした中、今のままの議会では、いけないと、議会を構成する議員達の意識が変わり始めている。

住民に開かれた議会を目指すため、手始めに行ったことは、議会活動を住民に正しく伝える手段として、議員の手による議会広報発行を始めた。

それ以前は、町広報紙に「議会コーナー」を設け、そこに可決した議件や議会構成を載せるだけの原稿だった。

議員達は、議会活動を伝える手段として、自分の支持者に簡単なチラシを作り伝えるだけの方法しかなかった。また、一般質問をした議員の中には、政務調査費を使って、新聞折り込みで自分の活動やその内容を伝える者もあったが、それも一人か二人程度で全議員にそういう意識がなかった。

そういう状況下で、今のままの議会ではいけないと議員全員の賛成で平成24年12月「議会広報編集常任委員会」を設置し、発行責任者になる議長を除く、9名が委員になり全議員で議会広報紙を発行すると決め、平成25年2月に創刊号を発行、今年11月第12号目を数えている。

議会広報の発行目的は、「主役は住民である」を徹底し、議員はその住民の声を届ける責務を負うとして、住民目線の一般質問、議案審議、質疑を掲載すると決めて現在に至っている。また、今年9月に議員改選もあり今期から「住民の声」を聞くためのコーナーを設けるとしている。

住民に開かれた議会とするため、本会議の傍聴だけに関わらず、各委員会や全員協議会でも傍聴席を設け、町長と議員の議論の様子を隠すことなく住民に開示し、開かれた議会を目指している。

町内放送や議会ホームページで、本会議や委員会日程を知らせ、議会当日の役場庁舎に入れば、1階玄関先に、議事日程表が張られ一般質問の日は、その質問項目を掲示している。

委員会が行われているのであれば、「誰でも傍聴できます」との掲示があり傍聴者の増加を心がけている。

また、傍聴者が入場する際に、アンケート用紙も置かれ、傍聴の感想や議員

活動のアドバイスなどを求め、「住民に開かれた議会」を目指している。

加えて昨年8月の増田寛也日本創生会議座長が、「このまま行けば消滅自治体896が消滅する」は、広川町の議員達にあらゆる面で、刺激を与え議会の使命である政策提言と監視活動を意識した議会活動を行うと決め、住民要望を実現するための政府関係機関への議会陳情活動を活発化している。

例えば、昨年11月には、国土強靱化法に基づく投資的経費の陳情や問題となっている農地法改正要望などは、地域住民の意見・要望を議会として汲み上げ、町の発展に欠かせないと判断したものは、町長とタイアップした活動を行い、ある一定の成果を収めているところであり、「住民に開かれた議会」の結果を残そうと、政務活動費を使った「議会としての陳情」を推し進めようとしている。

今後地方創生が一層進む中で、広川町議会は、住民自治を本旨とする活動において、住民のために積極的な活動・展開を図ってくれるものと期待している。